

## 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた丁寧な論議の推進を求める 意見書

選択的夫婦別姓制度（民法等の法律では、「姓」や「名字」のことを「氏」と呼んでいることから法務省では「選択的夫婦別氏制度」と呼んでいる）とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度です。

日本では現在、民法で夫婦同姓と定められ、夫の姓を選択する夫婦が9割以上に上っています。このため多くの女性は結婚後に姓が変わります。

社会背景も変化しており、今は一人っ子同士が結婚するケースが多く、女性が自らの姓を受け継ぐのが自分ひとりだとすれば、その姓に誇りを持ち、保ち続けたいと願う現実があります。

また夫婦同姓を強制する法律があるため、親の離婚や再婚に伴って名字を変えさせられ、アイデンティティーの喪失に悩む子どもがいる実態もあります。

もし望まない改姓を強制されるようなことがあれば、人権侵害の恐れもあります。自らの姓は本人が選択できるようにすべきではないでしょうか。

時代は変わり、2019年11月5日から住民票やマイナンバーカードに戸籍名と旧姓を併記できる制度が始まりました。旧姓を使いやすくすることは、社会的な業績や経歴の継続性を確保する点でも重要です。

更に結婚しても、生まれ持った氏名でキャリア継続できれば「女性活躍」の推進にも寄与すると考えます。

一方、夫婦や親子で姓が異なると家族の一体感が損なわれるのではないかとの意見もあります。しかし、内閣府が2017年に実施した調査では、家族の一体感に「影響がないと思う」との回答が64・3%に上り、「弱まると思う」の倍以上でした。実際は同姓の夫婦が多く、社会的に定着している面があることは事実であり、夫婦が異なる姓を名乗ることで、特に子どもにどのような影響が生じるかについては、入念に調査する必要があります。仮に、いじめなどが起こり得るならば、制度導入のための環境整備も進めなければなりません。具体的には、個性や違いを尊重する教育などが求められます。現在、夫婦同姓を義務付けている国は日本だけです。

政府は法制審議会で導入の方向性を出しています。女性の社会進出を一層図るためにも、議論を加速させるべきであり、国におかれては、選択的夫婦別姓制度について、戸籍制度等の社会的な影響範囲も含めて、各方面に配慮しながら丁寧な論議を進めるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

鴻巣市議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
法務大臣	殿